

		中国四国防衛局達第 2 7 号
改正	平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日	中国四国防衛局達第 4 号
改正	平成 3 0 年 1 月 2 3 日	中国四国防衛局達第 1 号
改正	平成 3 1 年 4 月 2 6 日	中国四国防衛局達第 1 7 号
改正	令和元年 1 1 月 2 9 日	中国四国防衛局達第 2 0 号
改正	令和 2 年 3 月 3 0 日	中国四国防衛局達第 3 6 号
改正	令和 3 年 2 月 9 日	中国四国防衛局達第 5 号
改正	令和 4 年 2 月 1 6 日	中国四国防衛局達第 5 号

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省本省における会計機関の使用する公印に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、中国四国防衛局における公印に関する規則を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋晴信

## 中国四国防衛局における公印に関する規則

### （目的）

第 1 条 この規則は、中国四国防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、取扱手続及び管理、管理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

### （公印の名称、寸法等）

第 2 条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

(公印の届出)

第3条 別表の公印を作成し、又は改刻した場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記第1号様式により、公印作成(改刻)届を局長あて提出するものとする。

(公印の廃止)

第4条 別表の公印を廃止する場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記第2号様式により、公印廃止届を局長あて提出するものとする。ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、省略することができるものとする。

(公印の登録)

第5条 中国四国防衛局総務部長(以下「総務部長」という。)は、別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする。

2 総務部長は、第3条に定める公印作成(改刻)届又は前条に定める公印廃止届が提出されたときは、前項の公印登録簿に登録し、又は登録を抹消するものとする。

(押印)

第6条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印については当該官職にある者又は次条第1項に規定する保管責任者又はその職務上の上級者である部長、課長(岩国防衛事務所に置かれる課の課長を除く。以下同じ。)若しくは防衛事務所長、局印については当該機関の長又は次条第1項に規定する保管責任者又はその職務上の上位者である部長若しくは課長、会計機関において使用する公印については当該会計機関の職にある者又は次条第2項に規定する保管責任者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書(小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。)に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、前項に規定する者は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

(保管責任者)

第7条 官職印及び局印の保管責任者は、その公印の保管に関する事務を所掌する部（課長の印については課）又は防衛事務所の長が指定した者とする。

2 会計機関において使用する公印の保管責任者は、当該会計機関の職にある者が指定した者とする。

(保管)

第8条 公印は、金庫その他保管の确实なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 第6条第2項の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が別記第4号様式による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理するものとする。

(廃印の処置)

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成26年10月14日中国四国防衛局達第4号）

この達は、平成26年10月14日から施行する。

附 則（平成30年1月23日中国四国防衛局達第1号）

この達は、平成30年1月23日から施行する。

附 則（平成31年4月26日中国四国防衛局達第17号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日中国四国防衛局達第20号）

この達は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和2年3月30日中国四国防衛局達第36号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日中国四国防衛局達第5号）

この達は、令和3年2月9日から施行する。

附 則（令和4年2月16日中国四国防衛局達第5号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

名称 規格 部局名	公印の名称	寸法 (ミリメートル)
局	中国四国防衛局防衛補佐官の印 中国四国防衛局会計監査官の印	2 3 2 3
総務部	中国四国防衛局総務部長の印 中国四国防衛局総務部総務課長の印 中国四国防衛局総務部会計課長の印 中国四国防衛局総務部契約課長の印 特別調達資金契約等担当官中国四国防衛局長印 特別調達資金出納命令官中国四国防衛局総務部長印 特別調達資金出納官吏中国四国防衛局総務部会計課課長補佐印 支出負担行為担当官中国四国防衛局長印 官署支出官中国四国防衛局総務部長印 歳入徴収官中国四国防衛局総務部長印 物品管理官中国四国防衛局総務部長印 契約担当官中国四国防衛局長印 収入官吏中国四国防衛局総務部会計課課長補佐印 資金前渡官吏中国四国防衛局総務部会計課課長補佐印 歳入歳出外現金出納官吏中国四国防衛局総務部会計課課長補佐印 有価証券取扱主任中国四国防衛局総務部会計課課長補佐印	2 3 2 0 2 0 2 0 2 3 2 3 2 0 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3
企画部	中国四国防衛局企画部長の印 物品管理官中国四国防衛局企画部長印 中国四国防衛施設地方審議会の印 中国四国防衛施設地方審議会長の印	2 3 2 3 3 0 3 0
調達部	中国四国防衛局調達部長の印	2 3
美保防衛 事務所	美保防衛事務所長の印 分任物品管理官美保防衛事務所長印	2 0 2 3
津山防衛 事務所	津山防衛事務所長の印 分任物品管理官津山防衛事務所長印	2 0 2 3
岩国防衛 事務所	岩国防衛事務所長の印 特別調達資金出納官吏岩国防衛事務所長印 分任物品管理官岩国防衛事務所長印 契約担当官岩国防衛事務所長印 資金前渡官吏岩国防衛事務所長印	2 0 2 0 2 3 2 3 2 3
高松防衛 事務所	高松防衛事務所長の印 分任物品管理官高松防衛事務所長印	2 0 2 3
玉野防衛 事務所	玉野防衛事務所長の印 分任物品管理官玉野防衛事務所長印	2 0 2 3

第1号様式（第3条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

中国四国防衛局長 殿

官職 氏名

公 印 作 成 （ 改 刻 ） 届

の公印を次の理由により作成（改刻）したので、別紙公印登録簿のとおり、お届けします。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

- 注：1 第3号様式は、公印1個ごとに2通提出のこと。  
2 不要の文字を抹消すること。

第2号様式（第4条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

中国四国防衛局長 殿

官職 氏名

公 印 廃 止 届

の公印を次の理由により廃止したので、お届けします。

理由：

別紙：公印印影票 枚

別紙

公 印 印 影 票

1 公 印 名	
2 使 用 部 課 名	
3 使 用 期 間	
4 印 影	
備 考	



第3号様式（第5条関係）

公 印 登 録 簿  
印



1 使用部課等名	
2 調製年月日	
3 調製部課等名	
4 使用開始年月日	
5 官職又は機関名	
6 押印者名	
7 保管責任者名	
8 登録年月日	
9 廃止届出年月日	
備 考	

注：8. 9は総務課において記入すること。

